平成２９年（フ）第２３２号
広島市南区宇品町金輪島384番地
破産者　株式会社イトー
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７５号
東京都三鷹市井の頭３丁目16番29号鈴木荘205
破産者　長谷川　悟
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２４号
東京都あきる野市小川東２丁目６番地６
破産者　株式会社クオリティ
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２５号
東京都八王子市久保山町２丁目29番地14サントピア宇津木台102号
破産者　金子　　武
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７７７号
佐賀県鳥栖市萱方町198番地２レオパレスさつき103、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市北野町535番地22
破産者　石坂　光正
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７８０号
東京都多摩市馬引沢１丁目15番地の12ペルル永山403
破産者　山中　剛毅
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６８９号
静岡市駿河区池田206番地の１
破産者　株式会社ｇｏｏｄ　ｄｅｌｉ
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
香川県高松市福岡町３丁目27番５号
破産者　有限会社様ｓａｍａ
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０９号
高知県香美市土佐山田町1017番地
破産者　株式会社大石インターナショナル
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地1095
破産者　株式会社佐田青果
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２７号
青森県八戸市大字新井田字風波３番地２　タウンファミリオＡ号
破産者　前田　貴樹
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７９１号
仙台市若林区一本杉町21番10号　ホワイトキャッスル一本杉Ⅲ一110
破産者　松原　栄二
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０４号
大阪市港区弁天３丁目１番28―402号
破産者　石井総一郎
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６５号
大阪府柏原市国分本町２丁目２番４一1105号スタイルズ国分
破産者　横尾　麻美（旧姓林）
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
広島県安芸郡海田町寺迫２丁目３番11号、開始決定時の住所広島市安佐南区長楽寺１丁目18番22号
破産者　中本　靖彦
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
石川県小松市高堂町ト145番地１
破産者　住田　　勉
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２３５号
岐阜市中西郷１丁目176番地７
破産者　堀　　英隆
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３６号
岐阜市中西郷１丁目176番地７
破産者　堀　　幾子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
岐阜県飛騨市古川町栄１丁目１番18号
破産者　下堂前酪農こと　下堂前重昭
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係